



YELL・Spirits

2008年12月号

エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



- 代表社員鎌倉より ●セーフティネット保証「原材料価格高騰対応緊急保証」が拡充 ●非正規労働者と助成金の動向
- 賞与の支給時期になりました ～保険料のご案内とお願い～ ●年間賃金台帳をご送付下さい ●労務相談室
- 裁判員になる可能性のある方に通知が始まっています！ ●スタッフコラム

鎌倉です。今年も残すところあと僅かとなりました。経済の先行きが見えない中、ここ最近、雇い止め、解雇、休業、労働条件切り下げのご相談が増え、トラブルも増えています。企業様の状況にあった適切な対処、ご提案ができるよう、一同、気を引き締めております。(夜間緊急時対応も致します)

週末、近くの三ツ池公園を散歩しました。その名のとおり3つの大きな池をもつ県立公園です。娘とドングリ拾いや風に舞って降り注ぐ银杏の葉を捕まえて、束の間を過ごしました。池にはカモメや鴨もたくさんいて、群れとなって飛ぶ姿は絵になります。空を仰いで視野を広く使うと、気が晴れてとても清々しい気持ちになりました。普段はパソコンに向かったり、考える時間が多いですが、たまには意識的に体のバランスを整えるといいなあと感じました。体と心は意外と単純につながっているものです。疲れているときほど外に出たり、体を動かしてみると、意外とホッと一息つけてお勧めです。クリスマスのイルミネーションも大好きなのですが、私は自然の方がリラックスできるみたいです。

経営者やリーダーの皆様方は、賞与や面接、資金繰り、師走の慌ただしさに追われることも多いと思いますが、意識して、体をリラックスさせる時間をもつと、少しゆとりをもって社員、部下に接することができるかもしれませんね。

先日、デパートで女性の行列ができていたなと思ったら15分～30分のリラクゼーションルームに並んでいるのでした。癒しの産業は不況にも負けず元気ですね！



弊社の増改築工事を手がけてくれた「もくもくハウス」さんが本を出版するとのことで、プロのカメラマンも見えて「自然素材にこだわってつくった居心地のいいオフィス」として取材を受けました！



11月20日ボジョレーヌーボー解禁！
こだわりのワインを輸入されている弊社お客様の美味しいボジョレーです。

セーフティネット保証「原材料価格高騰対応緊急保証」が拡充

「安心実現のための緊急総合対策（８月２９日与党決定）」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」が１０月３１日からスタートしました。

この制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、**中小企業が金融機関から融資を受ける際の信用保証協会の保証を拡充したものです。**

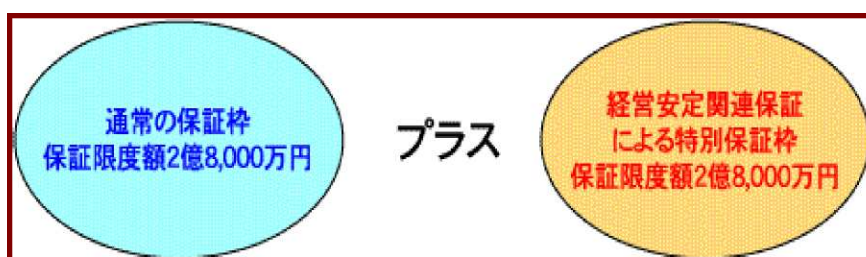
スタート時は、原油・原材料価格の高騰、仕入価格の高騰の影響を強く受けている業種に限定されていましたが、現在、この指定業種がかなり拡大されています。

10/31 545 業種



11/14 618 業種

（現在はソフトウェア業も指定業種に）



対象は経済産業大臣の指定した指定業種を営む下記の中小企業です。 **一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までとは別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能。**
（既にセーフティネット保証を利用している場合は合算で2億8千万円まで）

※ 市町村長の認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

対象中小企業者

次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた中小企業

- ◆ 指定業種に属する事業を行っており、最近３か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス３％以上の中小企業者。
- ◆ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入価格が２０％以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ◆ 指定業種に属する事業を行っており、最近３か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス３％以上の中小企業者。

保証料率 : 年０．８％（神奈川の場合）

保証期間 : 最長１０年まで利用可能

担保 : ８０００万まで無担保

金利 : 利用金融機関により異なります

非正規労働者と助成金の動向

加速する非正規労働者の雇用打ち切り

金融不安による世界的な景気後退のあおりを受け、自動車業界などを中心に派遣社員や期間従業員など非正規労働者を削減する動きが広がっています。10月以降、来年3月までの実施予定も含め、全国で3万人もの非正規労働者が削減される見通しです。また、日本IBMでは非正規社員に留まらず正規雇用社員にもリストラの波が及んできています。政府は、非正規労働者等を中心とする雇用情勢の悪化に対処するため、緊急雇用対策本部を設置し職を失った派遣労働者等の早期再就職支援や雇用保険手続きなどに迅速に取り組むことを発表しました。

政府の支援策

深刻な景気悪化に伴い、非正規社員の失業率が高く推移していくものと思われます。非正規社員を常用雇用化し失業率を下げるためには、企業に非正規社員を正社員雇用してもらわなければなりません。これらの状況を打開するためのいわば「誘い水」として、企業を理想の方向に向けるよう助成金を支給します。下記の助成金は非正規社員を定着させるための助成金です。

非正規社員を採用する場合に活用できる助成金

トライアル関連助成金

- ◆ トライアル雇用奨励金 （対象労働者一人につき、**最大 12 万円**）
35歳未満の若年者及び中高年齢者等を公共職業安定所の紹介で3ヶ月までの短期間、トライアルで雇用する事業主に対して支給。
- ◆ 雇用支援制度導入奨励金 （一企業一回のみ **30 万円**）
トライアル雇用後、正社員になれるように指導責任者をつけて指導し、正社員にした後も3ヶ月以上教育をおこなった場合等に支給。
- ◆ 年長フリーター雇用促進特別奨励金 （25歳～29歳：**20 万円** 30歳～34歳：**30 万円**）
New ! フリーターをトライアル雇用した後、正社員として定着させた場合に支給。
12月より、新たに35歳～39歳のフリーターも支給対象となる予定です（45万円）

パート関連助成金

- ◆ 中小企業雇用安定化奨励金 （一企業 **35 万円** 支給・3人以上正社員した場合は、対象者労働者1人につき **10 万円～15 万円加算**）
契約社員やパートタイマーなどの期間を定めて雇用している従業員を、新たに正社員に転換する制度を就業規則に定めて、実際に該当者がでた場合に支給。
- ◆ パートタイマー均衡待遇推進助成金 （パートタイマーの能力開発などといった均衡待遇に向けた取組をした企業に対して、**30 万円～50 万円**）
New ! パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度を導入し、対象者が出た場合に支給。
12月より、10万円増額される予定です。

この他にも、フリーター対策として、介護事業者向けに 25 歳以上 40 歳未満のフリーターを介護職員として採用した場合、**1 人あたり 100 万円支給**する助成金や、介護業務経験が無い人を採用した場合に、**年 50 万円支給**する助成金など、新たな助成金の創設が予定されています。

(※詳細が分かりましたら本誌にてご案内致します。)

助成金は国の施策を実現する「誘い水」です。採用を検討されている企業様は、助成金を戦略的に活用してみたいかがでしょうか？ 関心のある企業様はお気軽にエールまでご相談下さい。

**賞与の支給時期になりました！
～ 保険料のご案内とお願い ～**

賞与から控除する保険料

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料（介護保険料含む）・厚生年金保険料がそれぞれかかります。保険料は次のとおりです。

1. 雇用保険料

賞与支給額 × 6 / 1,000（建設業は 7 / 1,000）

2. 健康保険料

標準賞与額 × 41 / 1,000

3. 介護保険料（40 歳以上 65 歳未満の被保険者）

標準賞与額 × 5.65 / 1,000

4. 厚生年金保険料（70 歳以上の方は保険料がかかりません。）

標準賞与額 × 76.75 / 1,000

※ 健康保険・介護保険・厚生年金保険の料率は政府管掌のものです。健康保険組合・厚生年金基金に加入している会社の保険料率は異なります。

標準賞与額とは？

賞与支給額の 1,000 円未満を
切り捨てた金額

上限⇒健康保険：年度 540 万円

厚生年金：1 回 150 万円



★エールからのお願い★

賞与を支給すると『賞与支払届』の提出が必要です。

- ・ 社会保険事務所から『賞与支払届』が届きましたら代表印を押印し、エールまでご送付下さい。
- ・ 冬季賞与の支給の有無・支給日が決定しましたらご連絡下さい。賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社に F A X 下さい。

年間賃金台帳をご送付下さい

お願い

手続きを委託頂いている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、お手数ですがエールまで個人別の年間賃金台帳の写しをFAXまたはご郵送いただけますようお願い致します。（毎月、賃金台帳で頂いている企業様は、毎月の台帳で構いません）

毎年5月の労働保険の年度更新、社会保険の月額変更の確認、雇用保険の離職票の作成等のため、弊社では賃金台帳のご送付お願いしております。

また、基本給の昇給・降給、諸手当の金額の変更、通勤手当の変更、賃金体系の変更（日給⇒月給）等がございましたら、ご連絡いただきますようお願い致します。



yell

労務相談室

【今月のテーマ】

賞与支給日前に退職した者に対する賞与の支払いについて



当社では、毎年12/10が賞与支給日です。賞与支給日前に退職した社員が、賞与を請求してきました。当社は賞与を支払わなければならないのでしょうか？



就業規則（賃金規程）の定めによります。

就業規則に、賞与支給日在籍要件を定めている場合は、支給日に在籍しない者に支給しなくても問題ありません。

では、自主的な退職ではなく会社都合解雇や、会社の都合で支給日を例年より大幅に遅らせた場合はどうか？

この場合には、たとえ支給日在籍要件があったとしても、不支給とするのは差し控えるべきでしょう。過去の判例に照らしても、請求権があるとして争われる余地があります。

裁判員になる可能性のある方に対して通知が始まっています！

全国の地方裁判所では、選挙管理委員会から送付された裁判員候補者予定者名簿に基づいて裁判員候補者名簿を作成し、裁判所名入りの封筒で裁判員候補者名簿に登録された方に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」（以下「お知らせ」といいます。）等を発送しています。

裁判所から封筒に入った「お知らせ」等が届いた方は、この段階では名簿に登録されただけであり、すぐに裁判所へ行く必要はありません。

裁判員制度についてのご質問・ご相談等につきましては、お気軽にエールまでお問い合わせ下さい！！

年 末 年 始 休 業 の お 知 ら せ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。

何卒ご了承の程お願い申し上げます。

平成20年12月30日（火）～平成21年1月4日（日）

なお、1月5日（月）からは、平常通り業務を行います。

スタッフコラム

今月のコラムは、
栗山勉が
担当します。



先日、運転免許証更新の手続を行いました。視力検査で引っかかり、検査官から「これ見えなければ更新できませんよ」と言われ、焦ってしまいました。最終的には、視力を一瞬良くする方法を駆使し、なんとか合格することができましたが、眼鏡のレンズを今よりもっと厚くしなければならないのかということと、視力の悪化が今も進んでいることが判り少しショックをうけました。

さて、その後の講習において、飲酒運転による重大な事故などを事例として「危険運転致死罪」についての説明を受けました。これまで飲酒運転など重大な過失によって引き起こされた事故に対して罪が軽すぎるという民意が少なからずありました。

このような状況の下、来年5月からは、民意の反映や裁判の迅速化などを目的として、国民が裁判員として裁判に参加する裁判員制度がスタートします。全国の地方裁判所では、市区町村の選挙管理委員会が有権者名簿からくじで選んだ「候補者リスト」をもとに各地裁が裁判員候補者名簿を作成していますが、いよいよ11月28日頃より裁判員の候補者に対し、最高裁判所名入りの封筒で「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」の発送が開始されます。総数は29万5036人で、全国平均で352人に1人の割合です。今回の通知が届いた人は、来年中に裁判員として選ばれ、その職務を行う可能性がある人です。また、届かなかった人は、原則として来年中は選ばれることはありません。

もし、自社の社員がこの裁判員に選ばれたら、本人および会社は、どのような対応をすればよいのでしょうか。とりあえず会社に問い合わせをする人、会社に報告するのをためらう人、これまでに経験のないことですから、それぞれだと思います。会社としては、裁判員の職務を行う社員に対しては休暇を与える必要がありますから、その休暇を有給にするのか無給にするのかなど、対応の仕方を明らかにしておくべきでしょう。

弊社では、この裁判員制度に関する問い合わせが増えてきていることを踏まえ、会社がどのように対応すべきかを解説した冊子「裁判員制度に関する企業の対応」を作成いたしました。ご希望の方に差し上げておりますのでご連絡下さい。

1. 裁判員制度とは、どんな制度？
2. 企業が対応すべき実務上のポイント
3. 裁判員制度に関する就業規則等の整備等

